## 指定通所介護事業 南知多町デイサービスセンター(事業所) 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準」の規定に基づき、指定通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意 いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人南知多
代表者氏名	理事長 田中 毅
所 在 地 (連絡先及び電話番号)	愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中平井14番地1 社会福祉法人南知多 電話:0569-65-2965(代表) FAX:0569-65-2967
法人設立年月日	平成7年6月19日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	南知多町デイサービスセンター			
介護保険指定事業所番号	2375702566			
事業所所在地	愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中平井14番地1			
連 絡 先 相談担当者名	電話 0569-65-2965 (代表) FAX 0569-65-3024 相談担当者氏名 松本 のぞみ			
事業所の通常の 事業実施地区	南知多町(離島除く)、美浜町の豊丘、河和、古布及び浦戸			
利 用 定 員	1 8名			

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人南知多(以下、「事業者」という。)が開設する指定通所介護事業(以下、「事業」という。)は、要介護認定を受けた利用者(以下「利用者」という。)が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、適正な指定通所介護サービスを提供します。
運営の方針	1 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、機能訓練等の援助を行うことに よって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利 用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 2 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域 の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りサービスの提供 に努めます。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日
営	業時	間	8:00~17:30

# (4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日~土曜日			
サービス提供時間	9:20~16:30			

## (5)事業所の職員体制

-11	-176. I -1.	
職	職務内容	人員数
管理者	<ul> <li>事業所の使用する者(以下「職員」という。)の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> </ul>	常 勤 1名 介護職員と兼 務
	<ul><li>4 利用者へ通所介護計画を交付します。</li><li>5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。</li></ul>	
生活相談員	<ul><li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活相談並びに入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li><li>2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li></ul>	常 勤 1名 以上
看護職員(看 護師・ 准看護師)	<ul><li>1 サービス提供の開始時及び提供中における利用者の心身の状況等の把握を行います。</li><li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li><li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ul>	1名以上 機能訓練指導 員と兼務
介護職員	通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた必要 な日常生活上の援助及び介護を行います。	2名以上
機能訓練指導員	通所介護計画に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上、 看護職員と兼 務

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

	ス区分と種類	サービスの内容					
通所介護計画の作成		<ul> <li>1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</li> <li>2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します</li> <li>4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ul>					
	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのソフト食、ミキサー食等の提供を行い ます。					
口光生江	入浴の提供及び 介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。					
日常生活 上の援助	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行 います。					
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行 います。					
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。					
健康	検温、血圧測定 等	サービス提供の開始時及び提供中における心身の状況等の把握のため、検温、血圧測定等を行います。					
チェック	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、持参された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。					
	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日 常生活動作を通じた訓練を行います。					
機能訓練	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌     唱、体操などを通じた訓練を行います。					
	器具等を使用した訓練 お訓練	相、体操などを通じた訓練を打います。 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。					
利用者居宅への送迎		事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。					
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。					

## (2) 通所介護職員の禁止行為

通所介護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員又は機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 【通常規模型】 (令和6年4月1日~)

サービス	3 時間以上 4 時間未満					
提供時間	<b>甘</b> + 出 / .	和田地	利用者負担額			
要介護度	基本単位	个小儿不干	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護 1	370	3, 700 円	370 円	740 円	1, 110 円	
要介護 2	423	4, 230 円	423 円	846 円	1, 269 円	
要介護3	479	4, 790 円	479 円	958 円	1, 437 円	
要介護 4	533	5, 330 円	533 円	1,066円	1, 599 円	
要介護 5	588	5, 880 円	588 円	1, 176 円	1, 764 円	
			4時間以上5時間	未満		
要介護 1	388	3, 880 円	388 円	776 円	1, 164 円	
要介護 2	444	4, 440 円	444 円	888 円	1, 332 円	
要介護3	502	5, 020 円	502 円	1,004円	1, 506 円	
要介護 4	560	5, 600 円	560 円	1, 120 円	1, 680 円	
要介護 5	617	6, 170 円	617 円	1, 234 円	1,851円	
		5 時間以上 6 時間未満				
要介護 1	570	5, 700 円	570 円	1, 140 円	1, 710 円	
要介護 2	673	6, 730 円	673 円	1, 346 円	2, 019 円	
要介護 3	777	7, 770 円	777 円	1, 554 円	2, 331 円	
要介護 4	880	8, 800 円	880 円	1, 760 円	2, 640 円	
要介護 5	984	9, 840 円	984 円	1,968円	2, 952 円	
			6時間以上7時間	未満		
要介護 1	584	5, 840 円	584 円	1, 168 円	1, 752 円	
要介護 2	689	6, 890 円	689 円	1, 378 円	2, 067 円	
要介護3	796	7, 960 円	796 円	1, 592 円	2, 388 円	
要介護 4	901	9, 010 円	901円	1,802円	2, 703 円	
要介護 5	1, 008	10, 080 円	1,008円	2,016円	3, 024 円	
		7時間以上8時間未満				
要介護 1	658	6, 580 円	658 円	1,316円	1, 974 円	
要介護 2	777	7, 770 円	777 円	1, 554 円	2, 331 円	
要介護3	900	9, 000 円	900円	1,800円	2, 700 円	
要介護 4	1, 023	10, 230 円	1, 023 円	2,046円	3,069円	
要介護 5	1, 148	11, 480 円	1, 148 円	2, 296 円	3, 444 円	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の 希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、 その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となり ます。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を 得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる(1~2 時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱い とし、利用料はいただきません。昼食代金、おやつ代金はご負担いただきます。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は通所介護職員の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、

1日につき利用料が 940 円 (利用者負担額: 1割94円、2割188円、3割282円) 減算されます。同一の建物とは、指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。

- ※ 利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 470 円 (利用者負担: 1 割 47 円、2 割 94 円、3 割 141 円) 減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は所定単位の 100 分の 1に相当する単位を減算します。
- ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する ための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し ていない場合は所定単位の100分の1に相当する単位を減算します。

### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

+10 000	基本	利用者負担額			<b>英中口非</b>	
加算	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
入浴介助加算(I)	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	55	550 円	55 円	110円	165 円	1日につき
中重度者ケア体制加算	45	450 円	45 円	90 円	135 円	1日につき
生活機能向上連携加算(I)	100	1,000円	100円	200円	300円	1月につき(原則3月に1 回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400 円	600円	1月につき (個別機能訓練加算算定 の場合は(I)ではなく (I)を算定。この場合の (I)は100単位)
個別機能訓練加算(I)イ	56	560 円	56 円	112円	168 円	機能訓練を実施した日
個別機能訓練加算(I)口	76	760 円	76 円	152 円	228 円	数
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1月につき
ADL 維持等加算(I)	30	300円	30 円	60 円	90 円	1月につき
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	600円	60 円	120 円	180 円	1月につき
認知症加算	60	600円	60 円	120 円	180 円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	60	600円	60 円	120 円	180 円	1日につき
栄養アセスメント加算	50	500円	50 円	100円	150 円	1月につき
栄養改善加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600円	3月以内の期間に限り1 月に2回を限度
ロ腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	200円	20 円	40 円	60 円	· 1回につき
ロ腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	50 円	5円	10円	15 円	I Elic Je
口腔機能向上加算(I)	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	3月以内の期間に限り1
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,600 円	160 円	320 円	480 円	月に2回を限度
科学的介護推進体制加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1月につき
サービス提供体制強化加算 (I)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	
サービス提供体制強化加算 (II)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	1日につき
サービス提供体制強化加算 (皿)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	

介護職員処遇改善加算(I)	所定単位 数の 92/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位 数の 90/1000	左記の単 位数×地	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単
介護職員処遇改善加算(皿)	所定単位 数の 80/1000	域区分	左記の刊	左配の2割	一 左記の3割	加昇減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位 数の 64/1000					

(令和7年7月1日現在)

- ※ 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。 入浴介助加算(II)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し 把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に 算定します。
- ※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指 したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
  - 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)を算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL (日常生活動作)の維持 又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 認知症加算は、認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施 する体制を整えている場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指 定通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の職員又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談 等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを 行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活 用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の 取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(その他 10円)を含んでいます。

#### 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 1kmあたり 50円 ただし、篠島、日間賀島の場合は、事業所から師崎港までの送迎とします。				
② キャンセル料		る場合、キャンセルの連絡をいただヤンセル料を請求させていただきま			
© 1 1 2 E/244	0分)までにご連絡の場合 当日のご連絡、又はご連絡のない 場合	キャンセル料は不要です。 昼食代金+おやつ代金をご負担い ただきます。			
③ 食事の提供に要 する費用	昼食 608円(1食当り 食材料費及び調理コスト) おやつ 100円				
④ おむつ代	紙おむつ 120円 (1枚あたり) リハビリパンツ 160円 (1枚あたり) 尿取りパット 25円 (1枚あたり)				
⑤ 日常生活費	実費相当(内訳:身の回り品として個別に必要となる補助具等を施設で用意した場合、その他ご利用者の希望により教養娯楽として日常生活に必要なサービス提供の一環として参加者を募って行う活動の材料費や講師の謝礼等の費用)				

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等

- ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日 までに利用者あてにお届け(郵送)します。

- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ァ サービス提供の請求内容をご確認のうえ、下記の方法によりお支払い下さい。
  - (ア)利用所指定口座からの自動振替の場合 請求月の26 日(土、日、祝日の場合は翌営業日)
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)

### ※ 事業所指定口座

知多信用金庫 豊浜支店 普通預金 2003711

口座名義:社会福祉法人南知多 特別養護老人ホームあい寿の丘

理事 田中 毅

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督 促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い 分をお支払いいただくことがあります。

### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用 者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が 行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行い ます。
- (6) サービスの利用にあたって、ご留意いただきたいことがあります。その内容を説明いたしますので、ご確認いただきご同意いただきますようお願いいたします。(別紙1)

#### 7 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を事業者とともに講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

### 虐待防止に関する担当者

介護職員 竹内 あゆみ

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 8 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 9 秘密の保持と個人情報の保護について

9 他名の木行と個人情報の休憩につい	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul> <li>事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>事業所及び事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>事業所は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を 用いません。また、利用者の家族の個人情報について も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含 まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管理し、ま

た処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。  ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必
要な場合は利用者の負担となります。)

### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄
	住 所
	電話番号
	携 帯 電 話
	勤務先
【主治医】	医療機関名
	氏 名
	電話番号

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 南知多町役場 ふくし課	電話番号 ファックス番号	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18番地 0569-65-0711 0569-65-0694 8:30~17:15(土日祝、年末年始は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 美浜町役場 福祉課高齢介護係	電話番号 ファックス番号	知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地 0569-82-1111 0569-82-4153 8:30~17:15(土日祝、年末年始は休み)

【居宅支援事業所の窓口】	事業所名
	所在地
	電話番号
	担当介護支援専門員

なお、事業所は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保				
損害賠償 責任保険 🗆	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険				
補償の概要		対人事故、対物事故、管理財物、対人見舞費用				
	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社				
自動車保険	保 険 名	自動車保険				
	補償の概要	対人賠償、対物賠償、人身傷害、車両保険				

### 12 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 14 サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス の提供を終了した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。A4、1枚、片面につき10円の実費をいただきます。

### 15 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組

みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)管理者・氏名:( 森本 和範 )

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を事業者とともに整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を事業者と連携して行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回 6月・9月)
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 16 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を事業者とともに講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 17 ハラスメント

- (1) 介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。
- (2) 事業所内において行われる優越な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記のような行為は組織として許容しません。
  - ア 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - イ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ウ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為 これらは、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象になります。
- (3) ハラスメント事案が発生した場合のマニュアル作成、マニュアルに基づいた対応、再発防止の会議等により再発防止策を検討します。
- (4) 職員に対し、ハラスメントに対する研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を 設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 19 指定通所介護サービス内容の見積もりについて
  - このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
  - (1) 提供予定の指定通所介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

		サービス内容					Λ =# /D			
曜日	提供時間帯	個別 機能 訓練 ( I )	栄養改善	口腔機 能向上	送迎	食事 提供	入浴	介護保 険適用 の有無	利用料	利用者 負担額
	9:20 ~ 16:30					保険適用外			Я	Ħ
	1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					合計額		А	Ħ	

#### (2) その他の費用

① 送迎費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書4一③記載のとおりです。
④ おむつ代	重要事項説明書4一④記載のとおりです。
⑤ 日常生活費	重要事項説明書4一⑤記載のとおりです。

令和6年1月1日現在

(3) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	別紙参照
----------	------

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 20 サービス提供に関する相談、苦情について
  - (1) 苦情処理の体制及び手順
    - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業所の窓口】のとおり)
    - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
      - ・苦情原因を把握するため、苦情内容の確認を速やかに行います。
      - 検討会を開催し、原因の分析、対応策の協議を行います。
      - ・改善の実施のため、利用者に対し、対応策を説明し同意を得ます。改善策は速やかに 実施します。
      - ・解決困難な場合は保険者へ連絡し、助言指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討します。
      - ・再発防止のため苦情処理の内容を記録し、職員へ周知するとともに「苦情処理マニュ

アル」を作成、改善します。また、研修などを通じて再発防止に努めます。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 南知多町デイサービスセンター 管理者 服部 直美 介護主任 竹内 あゆみ	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	知多郡南知多町大字豊丘字中平井 1 4番地 1 0569-65-2965 0569-65-3024 8:30~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 南知多町役場 ふくし課 介護保険担当	電話番号 ファックス番号	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18番地 0569-65-0711 0569-65-0694 8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始休み)
【市町村(保険者)の窓口】 美浜町役場 福祉課高齢介護係	電話番号 ファックス番号	知多郡美浜町大字河和字北田面 106番地 0569-82-1111 0569-82-4153 8:30~17:15(土日祝、年末年始は休み)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号受付時間	愛知県名古屋市東区泉一丁目6番 5号 国保会館 052-971-4165 9:00~17:00(12時~13時、及び 土・日・祝日は休み)

## 21 サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	実施しておりません。
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

## 22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日		
-----------------	----	---	---	---	--	--

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地		愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中平井14番地1			
事	法 .	人	名	社会福祉法人南知多		
業	事 業 所 名			南知多町デイサービスセンター		
所	管理	里	者	服部	直美	fī
	説明者氏名					FΠ

上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

<u> </u>							
	利用者	住 所					
	利用有	氏 名		印			
上記署名は			( )が代行し	しました。			
	代理人	住 所					
	10年入	氏 名		印			

#### サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならない ようお願いします。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐに職員にお申し出ください。
- (3)病気の際はサービスの利用をお断りすることがあります。 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又はサービス中止をすることがあります。
- (4) サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえお迎えをお願いします。健康上の理由でサービス利用中止となった場合には、所定の料金をいただきます。ご家族が送迎された場合は送迎減算になります。
- (5) 体調や容体の急変などにより、サービスを利用できなくなった時はできる限り早めに 担当の介護支援専門員又は等事業所へご連絡ください。
- (6) サービスの利用に関係のない物の持ち込みはご遠慮ください。(特に金品類) 紛失された場合、当事業所では責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (7) 事業所内で食品をはじめとした様々な品物のやり取りはなさらないようにお願いします。また、事業所内での禁煙、禁酒にご協力ください。
- (8) 下記の行為はハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただく ことがありますので、ご理解、ご了承ください。
  - ①暴力又は乱暴な言動、無理な要求
    - 物を投げつける
    - 刃物をむける、服をちぎる、手を払いのける
    - 怒鳴る、奇声、大声をあげる
    - ・対象範囲外のサービスの強要
  - ②セクシャルハラスメント
    - ・介護従事者の体を触る、手を握る
    - 腕を引っ張り抱きしめる
    - ヌード写真を見せる
    - ・性的な話し、卑猥な言動をする など
  - ③その他
    - 介護従事者の自宅住所や電話番号を聞く。
    - ・ストーカー行為 など